

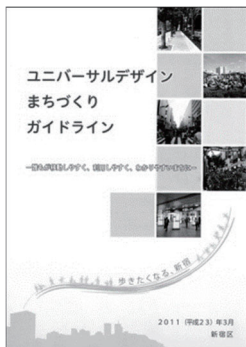
# 第 I 部 概要

---

## 1 ユニバーサルデザインまちづくりへのこれまでの取組

### (1) ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの策定

新宿区には、日本を代表するターミナル駅である新宿駅周辺や、趣のある路地が独特の風情を漂わせる神楽坂、豊かなみどりや水辺等がある新宿御苑などがあり、働く、学ぶ、遊ぶ、憩う等の様々な目的で多くの人々が訪れます。また、高齢化や少子化、国際化の進展等の社会変化やノーマライゼーションの理念の浸透等により、様々な人の社会参加や自由な都市活動を支える都市空間づくりが求められています。



ガイドライン

こうした新宿区のまちの特性や社会変化等に対応し、利用者、事業者、行政等の連携による都市空間の改善方策を検討するため、平成 20 年度に学識経験者や関係団体等で構成する「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン有識者会議」を設置しました。

区は、有識者会議での検討を踏まえて、全ての人が、より自由で、快適に、安心して、楽しく、そしてわかりやすく活動できるまちの実現を目指して、平成 23 年 3 月にユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定しました。

### (2) ユニバーサルデザイン推進会議の設置



ユニバーサルデザイン推進会議

ユニバーサルデザインの効果的な推進を図るため、平成 24 年度に学識経験者や区民、事業者、障害者団体、関係団体で構成する「ユニバーサルデザイン推進会議」を設置しました。

また、平成 27 年度に庁内の関係部署を横断する組織である「ユニバーサルデザイン庁内推進会議」を設置し、推進方策に関する情報交換や検討等により、横断的な連携や調整を行っています。

### (3) ワークショップ及びガイドブックの作成による周知啓発



ガイドブック

区民や施設所有者等のユニバーサルデザインまちづくりに対する理解を深めるため、平成 26 年度からワークショップを開催してきました。

令和元年度には、平成 30 年度までのワークショップで得られた、ユニバーサルデザインに関する 10 のテーマへの気づきを、区民と共に、ガイドブックとしてまとめました。このガイドブックを、区の窓口やイベント、区内の小中学校などで配布する等、周知啓発に取り組んでいます。

## 2 条例制定までの経緯

### (1) 新たな推進方策の検討

平成 29 年 12 月に策定した「新宿区まちづくり長期計画」では、観光立国の取組が進む中、新宿区に住む人、働く人、訪れる人など、誰もが移動しやすく、利用しやすい、快適な都市空間を形成するため、ユニバーサルデザインの視点を強化しました。

また、ユニバーサルデザイン推進会議や区民意識調査等において、ユニバーサルデザインまちづくりの視点から都市施設の整備をさらに進めることを求める意見がありました。

こうしたことから、ユニバーサルデザインに即した質の高い都市施設の整備を促進するため、事前協議等の新たな推進方策の検討を行いました。

### (2) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の制定

区、区民、施設所有者等が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりをこれまで以上に推進するため、令和 2 年 3 月に新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を制定しました。

この条例により、区、区民、施設所有者等が相互に連携して意識啓発に取り組むとともに、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度や工事完了報告制度を創設しました。

また、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進するため、附属機関として、学識経験者、区民、地域団体、事業者で構成するユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置しました。

### (3) 条例制定後における整備基準の改正経緯

令和 3 年 3 月に、車椅子使用者用便房に様々な機能（オストメイト用設備、ベビーベッド等）が付加されることで利用が集中し、車椅子使用者の利用が困難となるケース等が発生したことから、国土交通省の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準が改正され、トイレの表示は、「多機能」「多目的」など、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は、機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行うよう見直されました。東京都福祉のまちづくり条例においても、トイレの出入口の表示について、これまでの誰でもが利用できる旨（だれでもトイレ）の表示を改め、車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する旨の規則改正が行われたため、新宿区においても新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の改正を行いました。（令和 4 年 4 月 1 日施行）

また、東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の進展等を踏まえ、浴室等における前面通路幅の基準の設置や出入口幅の強化により、電動車椅子を含む車椅子使用者がより使いやすい

一般客室の整備を促進するため東京都建築物バリアフリー条例や福祉のまちづくり条例についても宿泊施設の一般客室の整備基準について規則改正されたことに伴い、新宿区においても新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の改正を行いました。(令和5年10月1日施行)

### 3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の概要

#### (1) 構成

#### 第1章 総則

##### ① 定義

- ア ユニバーサルデザインまちづくりとは、都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組をいいます。
- イ 都市施設とは、病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物販店舗、共同住宅、道路、公園、公共交通施設その他の施設で新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（以下、「規則」という。）で定めるものをいいます。
- ウ 施設所有者とは、都市施設を所有・管理・新設・改修しようとする者をいいます。
- エ 整備基準とは、ユニバーサルデザインまちづくりに関し、施設所有者等の判断の基準となるべきものとして規則で定める事項をいいます。

##### ② 区の責務

区は、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有します。

##### ③ 区民の責務

区民は、ユニバーサルデザインまちづくりについて理解を深め、自らユニバーサルデザインまちづくりに努める責務を有します。

##### ④ 施設所有者等の責務

施設所有者等は、その都市施設について、自らユニバーサルデザインまちづくりに努める責務を有します。

#### 第2章 施策の推進

##### ⑤ 整備基準への適合努力義務

施設所有者等は、その都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めるものとします。

##### ⑥ 整備基準の遵守

特定都市施設（都市施設のうち、規則で定めるもの）の新設又は改修をしようとする者（特定整備主）は、整備基準のうち遵守基準に適合させるための措置を講じるものとします。

**⑦ 事前協議**

事前協議対象施設(特定都市施設のうち、規則で定めるもの)の新設又は改修をしようとする者は、あらかじめ、区長と協議を行うこととします。

**⑧ 届出**

特定整備主は、特定の事項について、工事に着手する前に、区長に届け出るものとします。

**⑨ 工事の完了報告**

⑧の届出をした者が工事を完了したときは、速やかにその旨を区長に報告するものとします。

**⑩ 整備基準適合証の交付**

施設所有者等は、都市施設を各整備項目に係る整備基準に適合させているときは、区長に対し、整備基準適合証の交付を請求することができるものとします。

**⑪ 報告の徴収及び立入調査**

区長は、特定整備主等に対し、報告の提出を求め、又は、特定都市施設への立入調査をすることができるものとします。

**⑫ 指導・助言**

区長は、特定整備主等に対し、特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができるものとします。

**⑬ 勧告・公表**

正当な理由なく都市施設の整備基準へ適合させるための措置が著しく不十分であると認めるとき又は整備基準の遵守に違反しているとき、区長は特定整備主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

この勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったとき、区長はその旨を公表することができるものとします。

**第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会****⑭ 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の設置**

ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進するため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置しました。



## (2) 条例の対象施設

## 建築物

区分	都市施設	特定都市施設	事前協議 対象施設
1 学校等施設	(1)学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくものに限る。) (2)その他これに類する施設	全て	2,000㎡以上
2 医療等施設	(1)病院又は診療所 (小規模建築物に該当するものを除く。) (2)助産所(200㎡以上に限る。) (3)施術所(200㎡以上に限る。) (4)薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。) (200㎡以上に限る。)	全て	2,000㎡以上
3 興行施設	(1)劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2)その他これらに類する施設	500㎡以上	2,000㎡以上
4 集会施設	(1)集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。) (2)集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。) (3)公会堂 (4)公民館 (5)その他これらに類する施設	(1)全て (2)1,000㎡以上 (3)全て (4)200㎡以上 (5)200㎡以上	2,000㎡以上
5 展示施設等	(1)展示場 (2)その他これに類する施設	500㎡以上	2,000㎡以上
6 物品販売業を営む店舗等	(1)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(200㎡以上に限る。) (2)卸売市場	(1)全て (2)2,000㎡以上	(1)2,000㎡以上 (2)対象外
7 宿泊施設	(1)ホテル又は旅館 (2)その他これらに類する施設	500㎡以上	2,000㎡以上
8 事務所	(1)保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (2)事務所(他の施設に附属するものを除く。)	(1)全て (2)1,000㎡以上	(1)2,000㎡以上 (2)対象外
9 共同住宅等	(1)共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2)長屋 (3)その他これらに類する施設	1,000㎡以上	対象外
10 福祉施設	(1)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全て	2,000㎡以上
11 運動施設又は遊技場等	(1)体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場 (2)その他これらに類する施設	500㎡以上	2,000㎡以上
12 文化施設	(1)博物館、美術館又は図書館 (2)その他これらに類する施設	全て	2,000㎡以上
13 公衆浴場	公衆浴場	1,000㎡以上	2,000㎡以上

14 飲食店等	(1)飲食店(200㎡以上に限る。) (2)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(1)全て (2)1,000㎡以上	2,000㎡以上
15 サービス店舗等	(1)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(200㎡以上に限る。) (2)一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所(200㎡以上に限る。) (3)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(200㎡以上に限る。)	全て	2,000㎡以上
16 工業施設	(1)工場 (2)その他これに類する施設	2,000㎡以上	対象外
17 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全て	2,000㎡以上
18 自動車関連施設	(1)自動車の停留又は駐車のための施設 (2)自動車修理工場 (3)自動車洗車場 (4)給油取扱所(200㎡以上に限る。) (5)自動車教習所	(1)500㎡以上 (2)200㎡以上 (3)200㎡以上 (4)全て (5)1,000㎡以上	対象外
19 公衆便所	公衆便所	全て	2,000㎡以上
20 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上	2,000㎡以上
21 地下街	(1)地下街 (2)その他これに類する施設	2,000㎡以上	2,000㎡以上
22 その他の住宅	一戸建ての住宅	対象外	対象外
23 複合施設	1の項から22の項まで及び小規模建築物に掲げる都市施設の複合建築物	1,000㎡以上	2,000㎡以上

### 小規模建築物

区分	都市施設	特定都市施設
1 医療等施設	(1)診療所(患者の収容施設を有しないもので、200㎡未満に限る。) (2)助産所(200㎡未満に限る。) (3)施術所(200㎡未満に限る。) (4)薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。) (200㎡未満に限る。)	全て
2 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (200㎡未満に限る。)	全て
3 飲食店	飲食店(200㎡未満に限る。)	全て
4 サービス店舗等	(1)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(200㎡未満に限る。) (2)一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所(200㎡未満に限る。) (3)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (200㎡未満に限る。)	全て
5 自動車関連施設	給油取扱所(200㎡未満に限る。)	全て



## 道路

区分	都市施設	特定都市施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	全て

## 公園

区分	都市施設	特定都市施設
公園等	(1)都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。) (2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条の児童遊園(以下、「児童遊園」という。) (3)都市公園及び児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園 (4)国及び地方公共団体以外の者が都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第4項の認可を受けて行う都市計画事業による公園 (5)庭園(寺社等、美術館、博物館等又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。) (6)動物園及び植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。) (7)遊園地 (8)その他これらに類する施設 ただし、次のいずれかに該当する施設のうち、整備基準への適合が困難であると区長が認めるものについては、この限りでない。 ア 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関し、文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの イ 山地・丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの ウ 自然環境を保全する必要がある場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの エ (2)から(5)までにおいて、著しく狭小な敷地に設けるもの	全て

## 公共交通施設

区分	都市施設	特定都市施設
公共交通施設	(1)鉄道の駅 (2)軌道の停留場 (3)自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル	全て

## 路外駐車場

区分	都市施設	特定都市施設
路外駐車場(建築物及び小規模建築物以外のもの)	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの(特殊装置のみを用いるものを除く。)	駐車のに供する部分の面積が500㎡以上

※1 次に掲げる地区、街区、区域などで新設又は改修する場合は、特定都市施設となります。

○都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に規定する高度利用地区

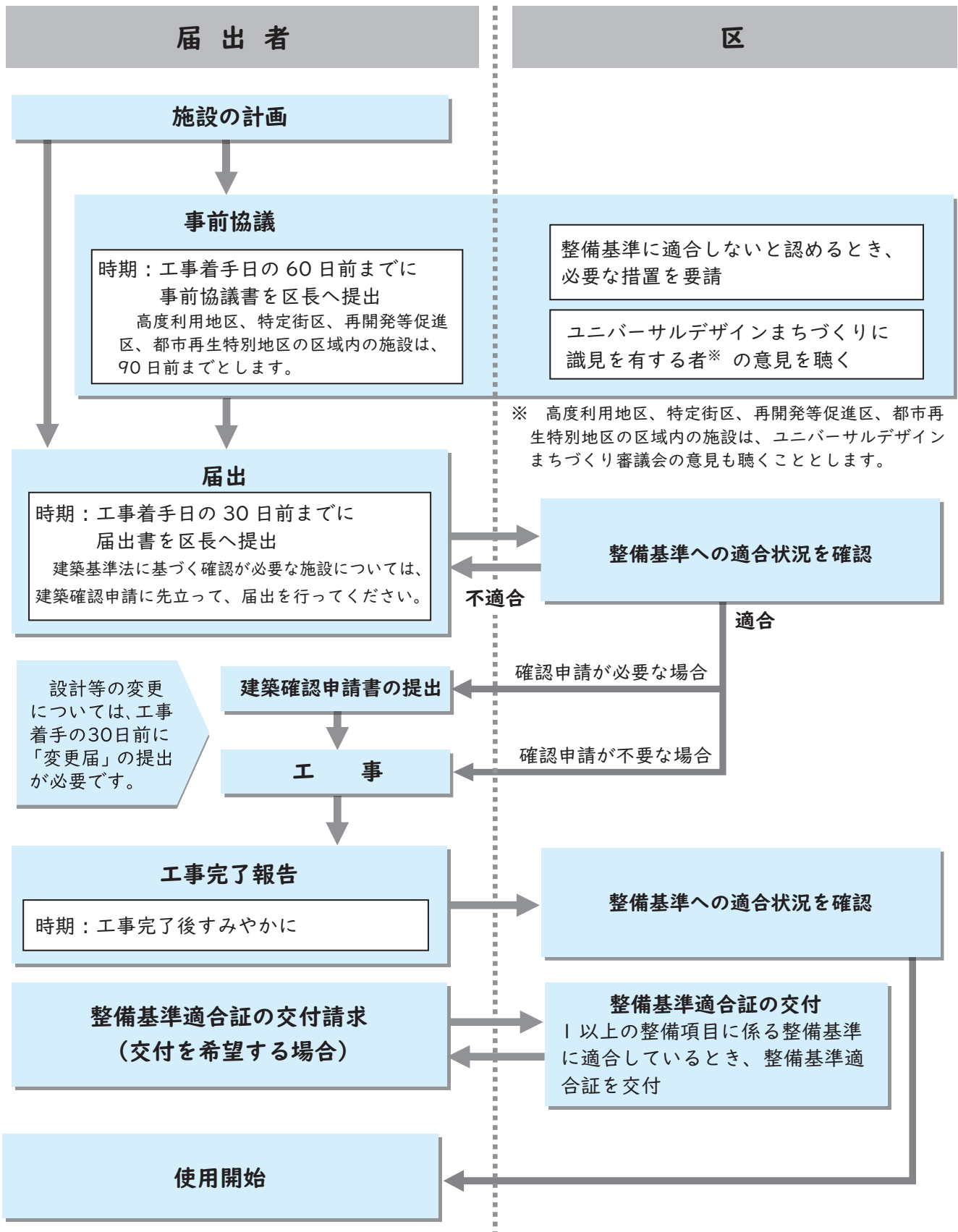
○都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区

○都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区

○都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項に規定する都市再生特別地区

※2 ※1のうち、床面積の合計が2,000㎡以上のものは、事前協議対象施設となります。

(3) 事務手続の流れ (条例に定められた日数にかかわらず、早めにご相談、ご提出をお願いします。)



## 「合理的な配慮について」

### 「合理的な配慮について」

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある方々への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある方々から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

令和3年に改正された「障害者差別解消法」では、店舗や飲食店等の事業者による障害のある方々への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

### 建築の計画などにおける環境の整備が、合理的な配慮の提供に大きな役割を担っています。

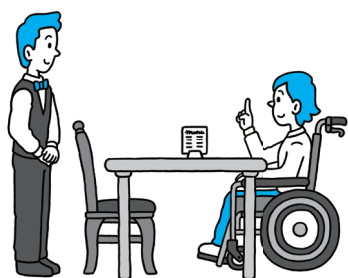
車椅子使用者、聴覚障害、視覚障害の方々以外にも様々な障害者がいます。環境整備で対応できない障害者もいるため、合理的な配慮が必要となります。

### <合理的配慮の具体例>

#### 物理的環境への配慮



飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」との申出があった。



#### 【対応例】

机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

#### 意思疎通への配慮



障害のある人から「難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望しているが、弱視でもあるため細いペンで書いた文字や小さな文字は読みづらい」との申出があった。



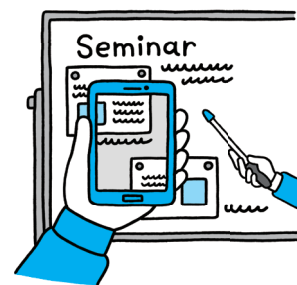
#### 【対応例】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

#### ルール・慣行の柔軟な変更



障害のある人から「文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへの参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない」との申出があった。



#### 【対応例】

書き写す代わりに、デジタルカメラやスマートフォン、タブレット端末などでホワイトボードを撮影できることとした。

※合理的配慮の内容は個別場面に応じて異なるものになりますので、上記の例は、あらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

資料：障害者差別解消法が変わりました！（内閣府）  
政府広報オンライン（内閣府大臣官房政府広報室）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>

## 手続きに必要な書類

### 事前協議

- ・事前協議書(規則別記第1号様式)
- ・特定都市施設整備項目表(第14号様式から第21号様式のうち該当するもの)
- ・規則別表第11に定める図書のうち、該当するもの

### 届出

- ・特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物)(第2号様式)又は特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物以外)(第3号様式)
- ・特定都市施設整備項目表(第14号様式から第21号様式のうち該当するもの)
- ・規則別表第11に定める図書のうち、該当するもの

### 工事の完了報告

- ・工事完了報告書(規則第4号様式)
- ・整備基準への適合状況及び遵守基準への適合状況を把握するために必要な書類
- ・その他区長が必要と認める書類

### 整備基準適合証の交付請求

- ・整備基準適合証交付請求書(規則第5号様式)
- ・規則別表第11に定める図書のうち、該当するもの

#### (4) 建築物バリアフリー条例等<sup>※1</sup>との関係

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例では、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）や東京都の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）で対象となる新築、増築、改築、用途変更に加え、大規模の修繕、大規模の模様替えの際にも届出が必要となるほか、建築物バリアフリー条例等の整備項目に加え、「観覧席・客席」及び「公共的通路」に関する整備項目を追加するとともに、対象とする建築物の用途と規模をより広範に定めています。

建築物バリアフリー条例等の対象となる建築物を新築、増築、改築、用途変更しようとする際には、原則として建築基準法に基づく確認申請時に審査を受け、中間・完了検査時に検査を受けます。この場合、事前協議対象施設を除き、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく届出は免除されます。

※1 建築物バリアフリー条例等：バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例を示します。

#### (5) 東京都福祉のまちづくり条例との関係

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例及び規則は、都市施設の整備について、東京都福祉のまちづくり条例及び同施行規則が定める整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることを定めています。

このため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出を行った都市施設は、東京都福祉のまちづくり条例第29条にも基づき、東京都への提出は不要となります。

#### (6) 合理的な配慮について

令和3年に改正された「障害者差別解消法」では、店舗や飲食店等の事業者による障害のある方へ、物理的環境への配慮、意思疎通への配慮、ルール・慣行の柔軟な変更などの合理的な配慮が義務化されました。

このため、建築の計画などにおけるユニバーサルデザインを考慮した環境の整備が、合理的な配慮の提供に大きな役割を担っています。

## (7) 当事者参画、スパイラルアップの考え方

ユニバーサルデザインの考え方に立って施設の環境整備を進めていくためには、利用者の様々な行動特性や利用実態を理解し、把握しておく必要があります。

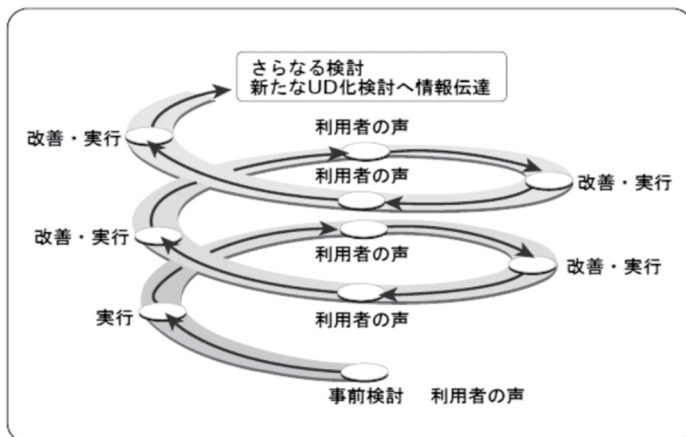
施設の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等による検証や意見交換で得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用していくことが重要です。

次の計画にも反映し、さらに使いやすく、より良い整備に努めることができるだけでなく、維持管理面での工夫や適切な人的サポートにもつなげることができます。

このように利用者の多様なニーズにきめ細やかに対応した建築物・道路・公園・公共交通施設等に改善していくために、整備の計画・設計・施工及び施設の設備の運用・管理において、こうした作業の繰り返し（スパイラルアップ）を着実に行うことが重要です。

そして、好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及してノウハウ等の蓄積が図られることにより、新たな取組が生まれ、当事者参画の機会が更に増えることが求められます。

### イメージ図







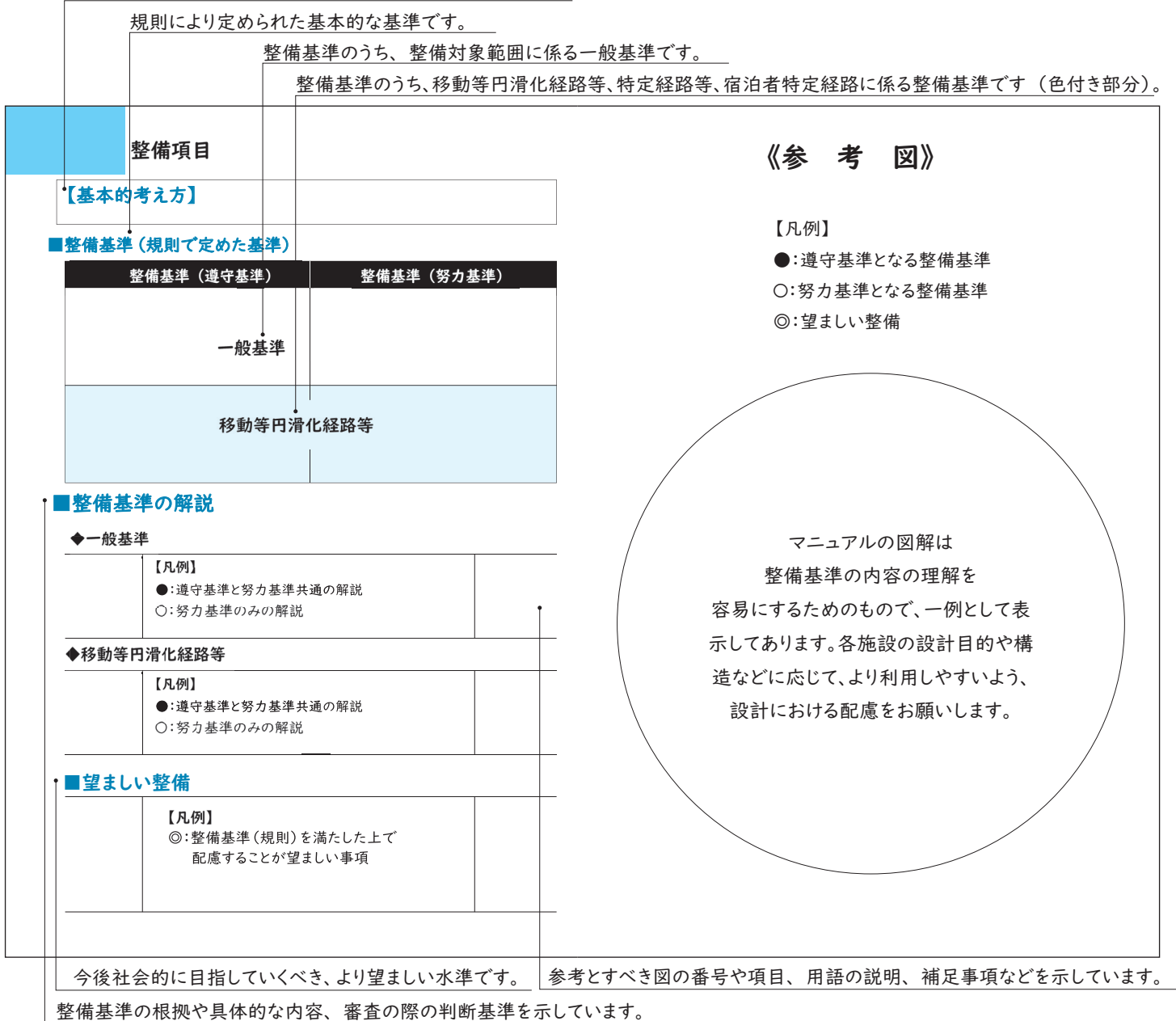
## 4 マニュアルの見方

### (1) 建築物編

建築物編では、「建築物(共同住宅等以外)」「共同住宅等」「小規模建築物」の順番で掲載しています。「建築物(共同住宅等以外)」「共同住宅等」では整備項目ごとに、「基本的な考え方」「整備基準(規則で定める遵守基準及び努力基準)」「整備基準の解説」「望ましい整備(整備基準の定めはないが今後社会的に目指していくべきより望ましい水準)」及び参考図で構成しています。ただし、「建築物(共同住宅等以外)」の整備項目「⑱洗面所」から「⑳休憩スペース、カーンダウン・クールダウン」は、整備基準を定めていないため「整備基準」及び「整備基準の解説」はありません。

また、「小規模建築物」では、整備項目ごとに「整備基準(遵守基準)」「整備基準の解説」及び参考図で構成しています。

各整備項目の整備に関する基本的な考え方を示しています。



## (2) 道路編・公園編・公共交通施設編・路外駐車場編

整備項目ごとに「基本的な考え方」「整備基準(遵守基準)」「整備基準の解説」「望ましい整備」及び参考図で構成しています。

各整備項目の整備に関する基本的な考え方を示しています。

規則により定められた基本的な基準です。

整備項目

### 【基本的考え方】

### ■整備基準(規則で定めた基準)

整備基準

### ■整備基準の解説

【凡例】

- : 整備基準の解説

### ■望ましい整備

【凡例】

- ◎: 整備基準(規則)を満たした上で配慮することが望ましい事項

## 《参考図》

【凡例】

- : 遵守基準となる整備基準
- ◎: 望ましい整備

マニュアルの図解は整備基準の内容の理解を容易にするためのもので、一例として表示してあります。各施設の設計目的や構造などに応じて、より利用しやすいよう、設計における配慮をお願いします。

今後社会的に目指していくべき、より望ましい水準です。

参考とすべき図の番号や項目、用語の説明、補足事項などを示しています。

整備基準の根拠や具体的な内容、審査の際の判断基準を示しています。

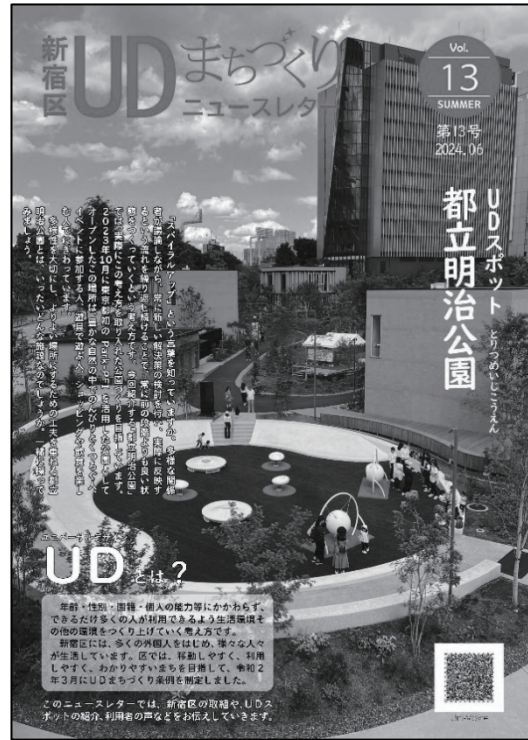
「コラム」

「新宿区 UD まちづくりニュースレター」

新宿区では、新宿区のユニバーサルデザインまちづくりに関する取り組みや区内のユニバーサルデザインに配慮した施設の紹介などを区民の方々に発信するために、「新宿区 UD まちづくりニュースレター」を発行しています。



・【創刊号】眺望のもり ほか



・【第13号】都立明治公園 ほか



出典：新宿区 HP「UD まちづくりニュースレターについて」

URL：[https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01\\_000001\\_00023.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_000001_00023.html)